

免許更新に必要な書類

届出先	フリック	書類名	法人	個人	
府庁および 地方整備局	★	宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（第1面）	○	○	
		宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（第2面）	○	×	
		宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（第3面）	○	○	
		宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（第4面）	△	△	
		相談役及び顧問の名簿（添付書類4 第1面）	○	×	
		5/100以上の株主または出資者の名簿（添付書類4 第2面）	○	×	
	★	略歴書（添付書類6）	○	○	
	★	専任の宅地建物取引士の設置等に係る誓約書 専任の宅地建物取引士が必ず自署	○	○	
	★	宅地建物取引士証の写し（両面）	○	○	
	★	履歴事項全部証明書 発行後3か月以内のもの	○	×	
		宅地建物取引業経歴書（添付書類1 第1面）	○	○	
		宅地建物取引業経歴書（添付書類1 第2面）	○	○	
		貸借対照表及び損益計算書（申請直前1年分）	○	×	
		資産に関する調書（添付書類7）	×	○	
		納税証明書（様式その1）	○	○	
		5条誓約書（添付書類2）	○	○	
		専任の宅地建物取引士設置証明書（添付書類3）	○	○	
	★	宅地建物取引業に従事する者の名簿（添付書類8）	○	○	
	★	事務所付近の地図 最寄駅から事務所までの距離、徒歩時間記載のこと	○	○	
	★	事務所写真・見取り図 全景・入口・商号・事務所内部・業者票・報酬額表	○	○	
		事務所を使用する権限に関する書面（添付書類5） 下記書類の原本掲示 ・申請者所有の場合 建物登記簿謄本又は固定資産評価証明書その他所有事実を確認できる書類 ・賃貸などの場合 建物賃貸借契約書、使用承諾証明書	○	○	
		個人代表者の住民票 ※マイナンバー記載の無いもの	×	○	
		身分証明書 発行後3か月以内のもの 本籍地の役場にて取得	○	○	
		登記されていないことの証明書 発行後3か月以内のもの 大阪法務局での窓口交付か東京法務局での郵送交付	○	○	
		「大阪府手数料(Pos)」納付用連絡票 知事免許・新規申請用	○	○	
	宅建協会 ○は必須	○	申請書類副本より ★分の写し		
		○	新免許証の写し 後日発行されてからの提出可		
○		顔写真 スマホ等で撮影したもので可 代表者のみ			
△		口座振替依頼書 ※口座番号に変更がある場合は郵送・来館で受付 ※押印要（銀行お届け印）			
△		会員カード返却（正 A B ）			

①上記書類は、泉州支部HP（下記リンク参照）よりダウンロードして頂くか、支部まで取りに来て下さいますようお願い致します。

<https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/koushin/>

②府庁へご提出の際、書類を2部（正・副）作成し提出して下さい。（知事免許の場合）

（更新は府庁へ免許年月日の3ヶ月前～1ヶ月前（90日前～30日前）までに、お済ませ頂きますようお願い致します。）

③府庁届け出後、大阪府収受印のある副本より★分の写しと、新免許証の写し、顔写真をご準備頂き泉州支部まで提出して下さい。



大阪府宅地建物取引業協会
泉州支部

大阪府宅地建物取引業協会 泉州支部

TEL 072-438-9001

FAX 072-438-9004

e-mail osakatakken-sensyu@song.ocn.ne.jp